

指宿広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例

(平成5年指宿広域市町村圏組合条例第22号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号
平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号
平成19年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号
平成28年指宿広域市町村圏組合条例第7号
令和2年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関する事項を定めるものとする。

2 組合が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 職員等の旅費に関しては、指宿市職員等の旅費に関する条例（平成18年指宿市条例第49号）を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市職員等の旅費に関する条例を準用する場合においては、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」、「副市長」とあるのは「副管理者」、「職員」とあるのは「職員及び幹事」、「市の機関」とあるのは「組合の機関」、「市内」とあるのは「指宿市及び南九州市」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 指宿広域市町村圏組合職員等の旅費に関する条例（昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第7号）は、廃止する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月22日指宿広域市町村圏組合条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。